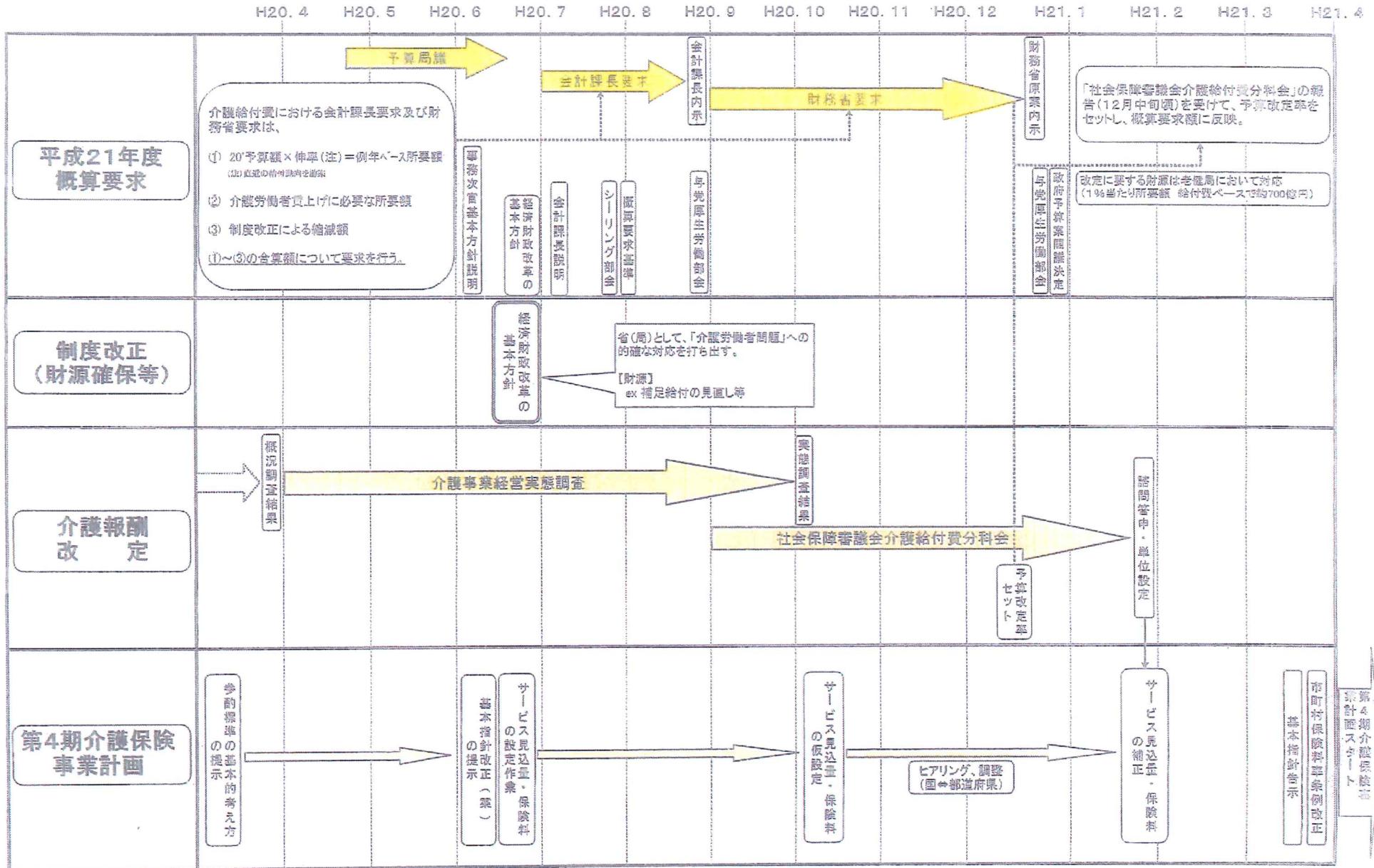


介護報酬改定に係る平成21年度予算要求関係スケジュール(案)



21' 予算要求スケジュールの取扱いについて(案)

1. 省(局)として、基本方針(骨太)時に介護労働者の賃上げ問題を対外的にPRすることとした場合、以下の考え方等の整理が必要。

① 介護労働者の賃上げに関する考え方や規模を明確に説明できることが必要。

(注)従来の対外的説明(介護報酬改定に際しては、賃金等介護労働者の実態や介護事業者の経営実態把握の結果を踏まえて対応)との整合性の整理。

② ①に対応した財源確保策(制度見直し)を併せて公表することが求められる。

(注1)財源確保策は利用者の負担増に直結するため、関係団体への根回し等周到な準備が不可欠。

(注2)財源確保策がシーリング(2,200億円)財源に充てる議論を招くおそれがある。

2. 年末の介護報酬改定に伴う改定率が決着(12月中旬)し、プラス改定の場合には、更なる財源確保策が必要。(1%当たり所要額:給付費ベースで約700億円)

(注)今後、3年ごとの介護報酬改定において、プラス改定の場合には、財源確保策としての制度見直しが不可欠。

介護給付費の縮減効果額（給付費ヘーカ）

○ 利用者負担の割合の変更(1割→2割)【法律改正】

(単位:億円)			
区分	全被保険者について 変更した場合	75歳未満の被保険者 について変更した場合	差引
在宅サービスのみ変更	約1,600	約 310	
在宅サービス、施設サービスとともに変更	約2,000	約 360	
合計			▲1,693

※1. 平成17年度下半期の費用額を基に、4月実施とした場合の試算。

2. 自己負担額(高額介護サービス及び補足給付)を変更しないと仮定。

○ 多床室における減価償却費の撤収導入【報酬改正】

(単位:億円)			
施設種別	給付費への影響額	補足給付費への影響額	差引
特養	▲ 540	+ 333	▲ 207
老健施設	▲ 918	+ 329	▲ 589
介護療養	▲ 436	+ 168	▲ 267
合計	▲1,893	+ 830	▲1,063

○ 福祉用具貸与費・購入費の縮減【告示改正】 (手すり、歩行器、方向補助つえ)に係る管と種目からの除外)

○ 認定の適正化(「非該当」重複変率是正)

- 一次判定結果「非該当」が二次判定において、重複変更される率が全国平均で10%減少(70.9% → 60.9%)した場合

○ 高額介護サービス費限度額の引き上げ【政令改正】

37,200円 → 44,400円

○ 準足給付の支給要件に資産要件を導入

資産要件①(預貯蓄額) 単身500万円、夫婦1,000万円
資産要件②(住宅・宅地) 1,500万円

○ 介護給付の適正化 ①要介護認定の適正化、②ケアマネジメント等の適切化、③事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
○ 支給限度額の引き下げ 「上限を2割引き下げた場合」「上限を1割引き下げた場合」

○ 介護給付の地域差を踏まえた国庫負担の見直し 要介護認定率の是正の観点から、全国平均を上回る給付費にかかる国庫負担を廃止(地方負担化)

○ 介護給付費の地域差を踏まえた国庫負担の見直し 要介護認定率の是正の観点から、全国平均を上回る給付費にかかる国庫負担を廃止(地方負担化)
○ 上記金額は、いずれも給付費ベースの金額であり、国庫負担額に換算する場合は、30%を乗じ、算出。 (ただし、介護給付費の地域差を踏まえた国庫負担額を計上)